

# 新しい風ニュース NO 250

やまがたの環境とくらしを考える会 (通巻287)  
岐阜県山県市西深瀬208 Tel・FAX 0581-22-4989

**なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ** 2012年3月10日  
毎日、千数百のアクセスがある私の日記(ブログ)は「**てらまち・ねと**」で検索  
HP ⇒ <http://gifu.kenmin.net/teramachi/> ご意見は、メール ⇒ [tera@ccy.ne.jp](mailto:tera@ccy.ne.jp)

前回は予算の骨格を紹介しました。今回は、市の職員人件費や議員報酬、他の市や外国の議員報酬との比較も紹介し、議員の世代交代の必要性なども説明します。選挙違反のことも。

## 国家公務員 給与 7.8%削減法 成立

2月、国会で、「国家公務員給与削減法」が成立しました。国家公務員の給与を平均で0.23%引き下げるよう求めた人事院勧告を去年4月にさかのぼって実施し、新年度から2年間に限っては、人事院勧告分を含めて平均で7.8%削減するとしています。また、総理大臣の給与を30%削減す、閣僚と副大臣は20%、政務官は10%、それぞれ削減します。

財務大臣は、「民間給与が伸び悩む中で公務員給与を元に戻すことには否定的」です。

## 地方自治体には 「自主的かつ適切な対応」 求める

この法律は、地方公務員の給与について付則で「自主的かつ適切な対応」を求めています。ところで、山県市の新年度予算では、人員削減、部の廃止などを原因とする人件費の減少はありませんが、上記法律のような個人の減額はありませぬ。給料の増減額の要点を解説。

- 給与改定「0.2%」によって減る人件費はたった「262万円」。
- 職員が16人減り5人増やすので差引11人減ることの人件費削減は「7538万円」。
- その他差引すると、最終的に「5595万円」減。
- 他にボーナス等「手当」での減額が3133万円。★合計で「8728万円」の減。

いずれにしても、今後、山県市は、法律の附則に基づき、「自主的かつ適切な対応」として市役所の職員人件費の削減を迫られることとなります。

## 一般会計の職員人件費の内訳

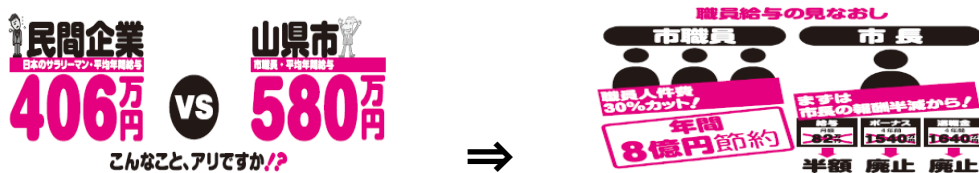
職員数「316人」の分として給料「12億900万円」、ボーナスなど手当「6億200万円」の合計「18億1100万円」が一年間に職員に支払われるお金。それと別に、保険や年金などの積み立て分「3億9700万円」が市の支出としてなされるので、全部の合計で一年間に「22億900万円」が職員人件費として必要という予算です。

ここに、特別会計を加えると「23億2700万円」、さらに別に臨時職員、議員、非常勤職員などの分も、多額にあります。職員人件費削減の世論に期待します。

## 報酬審議会の 議論は 活発 (市の公式HPに要点議事録あり)

先日、議員の報酬の引き下げを求めた報酬審議会の答申には、「現下の経済情勢や市民感情から厳しい意見もあり、議員には公僕としてのボランティアの意識を持って臨んでもらいたい」と書かれています。とするなら、そもそも公僕とは『パブリック・サーバント』のことで、公衆（国民）に奉仕するもの（広辞苑）の意であり、公務員の別称とされていますから、一般の役所職員にも通ずること。新市長は任期中の4年間に限り自らの10.1%の給与減額を決めています（月額82万8千円→73万8千円）。昨年6月の審議会では「名古屋市長は『月額50万円』」等も議論され、「下呂市長は25%減額している」との説明も。

私は、昨年、次のように提案しました。「市の一般会計120億円のうちの人件費は27億円で予算の23%にもなる。官民格差社会の典型だから、人件費の削減が不可欠。職員人件費を30%削減する。（給与平均で約15%減、手当などで4%減、定年退職等で11%減。）そうすると1年間で約8億円のお金が浮く。これを市民への「振興券」や新しい政策に使う。」



## 社会保障「不安」92% 内閣支持28% 毎日新聞 2012年3月4日

毎日新聞は3、4の両日、全国世論調査を実施した。年金や医療、介護など社会保障制度の将来に不安を感じるとの回答が92%に達した。一方、政府が検討する消費増税で社会保障が安定すると思うかを聞いたところ、「思わない」が79%を占め、「思う」は17%。

消費税率を引き上げる政府方針について「賛成」は38%と前回調査から1ポイント増にとどまり、「反対」の58%を下回った。民主支持層の「賛成」は54%に上ったが、「支持政党なし」では「反対」が60%。自民、公明支持層でも「反対」が半数を超えている。

## 議員報酬 は7.8%の減額 年収508万円⇒469万円に

議員は7.8%の減額が決まり、今月3月1日から適用されています。山県市が9年前に合併、それ以後「7市」が誕生。その比較からは、人口比でも山県市はまだ高い水準。

「旧山県市」とは今年2月まで、「山県市」は今年3月から（月額）。他市は昨年春

議員1人当	旧山県市	海津市	郡上市	山県市	下呂市	飛騨市	本巣市	瑞穂市
年収 (万円)	508	496	476	469	446	445	445	422
月額 (万円)	32	30	28.8	29.5	27	27	27	25.5
人口 (万人)	2.9	3.9	4.6	2.9	3.7	2.7	3.6	5.2

報酬審議会での役所の説明は、「議員は、年4回の定例会、1回約20日間で年間約80日、他に各定例会前に5日程度、年に2回程度の臨時議会、他にも勉強会なども随時実施」でも、これはおかしい説明です。なぜかという、一人の議員が正規の会議に臨むのは、年間約30日から35日。その他は、任意あるいは自主的な勉強や活動、地域行事などもろもろ。議会の部屋で、政党员として国政の選挙の打ち合わせ会議などを行っている光景も見受けます。地域行事などは、選挙の事前の活動（政治活動）と限りなく等しいもの。これらいろいろな活動にまで「公金」による報酬の概念を適用することには、私は賛成できません。

ともかく、**多めの「年間120日」とみたとしても、「日当は、約4万円」。超高給取り。正規の会議だけで見ると、「年間35日」で「日当は、約13万円」。大会社の社長並。**自主的な活動は自費が当然。市民の皆さんのお考えはいかがでしょうか。

## 議員の 世代交代 が 必要

報酬審議会の議論では、若い人に議員をやってほしいとの意見もありました。

委員 **「現在の高齢の議員がいると若い人が議員にできない。」**  
**「付帯事項として、定年制のことを入れてはいかがか。」**

実際に、今度の4月15日からの山県市議選に関して**「70代なので、議員を引退する」、**という人がいる由。世代交代のための立派な決断ですね。

審議会では、次のような意見も。「将来の若い議員のことを考えると、（報酬が）あまり安すぎてもそうした若い議員が活動できない。」でも、私は、この考えには賛成できません。

日本は、先進国で最も財政状況が悪化した国のひとつ。ツケを増やしたのは公共事業優先の政策、公共優先のその象徴が、議員の報酬の高さです。諸外国と比べたら一目瞭然です。

## 日本の議員報酬は 特別に高い 周辺市との比較でいいのか

いかに日本が高いか！ 議員報酬／外国の市町村の数や額 （「構想日本」のデータから）

国	アメリカ	ドイツ	スイス	イギリス	フランス	韓国
国と地方の関係	連邦制	連邦制	連邦制	国家主導	国家主導	国家主導
市町村の数	自治体	基礎自治体	市町村	市町村	基礎自治体	基礎自治体
	36000	12629	3022	435	37000	232
年間報酬総額・1人万円	50	50	ほぼ無報酬	73	ほぼ無報酬	210

人口3万人の山県市の議会に、「超高給取り」「大会社の社長並」が10数人も、は不要。

日本の国民の「議員はエライ人」というような名誉職的な認識が、「議会での議論という実働が少ないのに高給」を容認する原因とみるしかありません。

世界では、議会の議員は、「やる気のある人」が「ボランティアでつとめている」のです。

**だから私は 議員定数のさらなる削減 と 報酬の削減 を提案します**

# 「4月の市議選に出馬したら」発言は 選挙違反

市民の方から質問が届きました。その要点は以下。

お尋ねします。最近、(予定候補者が、)「4月の市議選に出馬したら、こうします」と言いながら名刺と政策パンフレットを持参して、戸別に訪問している。公職選挙法(第138条)で禁止されている「選挙違反」になるのではないかと?

私が送った返事の要点は以下。

- 選挙運動は「告示日から投票日前日」までの間(市議選なら7日間のみ)できます。
- これに対して、「政治活動」があり、後援会活動としての宣伝他各種関連活動、もしくは政治家個人の政策PR他等があります。ただし政治活動は、「選挙運動期間中」は原則的に禁止。
- 「事前運動」は「選挙運動期間」でないとき、つまり「政治活動期間中」に、「選挙運動類似行為をすること」であり、公職選挙法第239条で罰則を持って禁止されています。
- 公職選挙法138条で禁止する「戸別訪問」といえなくもないですが、今は「選挙期間ではない」ので、個別訪問該当性が低い。それより、129条の「事前運動禁止」に抵触。つまり、「4月の市議選に出馬したら」という主旨の発声がなされていたら「選挙運動期間でないのに選挙運動の類似行為をした」という事前運動にあたり「選挙違反」になります。

## 公職選挙法 (関連部抜粋)

(戸別訪問) 第138条 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。

2 いかなる方法をもってするを問わず、選挙運動のため、戸別に特定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いあるく行為は、前項に規定の禁止行為に該当する。

(選挙運動の期間) 第129条 選挙運動は、各選挙につき、公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

【寺町のコメント】予定候補者らの「4月に立候補します」という主旨の「発言」を聞いたら、警察に届けましょう。過去のケースでは、事例がいくつかあれば、警察は動きます。「罰則をもって禁止」されていますから、正式に告発もできます。

## あなたの倫理度チェック

不正が続いた山口市だからこそ どこに  しますか

- 出ようと思っているのは事実なんだから「立候補する」と言い歩いて構わない。
- 自分から「立候補する」と言っていけないなんて知らなかった。今後は注意して聞く。
- 選挙違反なら、今度聞いたら「警察に届けよう」と思う。